

高知くらしの護身術

103

食品の原産地表示

高まる食の国産志向

(2008年9月2日掲載原稿)

食料自給率が13年ぶりにわずかながら回復し40%を超えました。

これは、穀物価格の高騰により米の消費拡大や中国産冷凍ギョーザ事件後輸入食品の買い控えも起こり、食品の安全性において国産志向が高まっていること等が考えられます。

消費生活センターへは「全ての食品に原材料の原産地表示をしてほしい」とか「製造者の表示がないが国産だろうか心配だ」といった相談が寄せられています。

現在、生鮮食品や加工食品の原産地表示はJAS法で定められており、全ての生鮮食品の原産地は義務づけられています。また、加工食品については、海外で製造された輸入品は原産国名の表示が義務づけられています。

国内で製造(加工)された国産品は加工地と原料原産地の2つの産地が存在し、紛らわしいため平成14年から順次加工地ではなく原料原産地を表示することが義務づけられました。さらに平成18年から加工食品の原料原産地の表示義務が拡大され、干ししいたげやかつおのたたき等20食品群と農産物漬物、野菜冷凍食品、かつお削りぶし、うなぎ加工品の4品目が義務づけられました。

ただし、これらの対象品目であっても原材料の重量割合で50%以上占める原材料に限り義務付けられ、50%未満のものは表示されていないのが現状です。

表示のルールを知り、食品の購入の際に役立てましょう。